宮城県肢体不自由児者父母の会連合会会則

第１章　総則

第１条　この会は、宮城県肢体不自由児者父母の会連合会という。

第２条　この会の事務局を宮城県障害者福祉センター（仙台市宮城野区幸町四町目６番２号）内に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　この会は、肢体不自由児者の福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）肢体不自由児者が幸福な人生を送るための諸方策の推進
（２）肢体不自由児者に対する理解の促進を図るとともに、働く場や生活する場の設置推進
（３）講演会や懇談会、研究調査等の研修活動
（４）心身障害児者等の関係団体との連絡提携
（５）その他、肢体不自由児者の福祉の増進に関すること

第３章　会員及び組織

第４条　この会は、宮城県に所在する肢体不自由児者父母の会（単位会）等をもって組織する。

ただし、構成員は肢体不自由児者の父母とその本人及び家族等とすることができる。

２　この会は、本会の目的を達成するため部会を置くことができる。

３　この会の趣旨に賛同する個人及び団体を賛助会員とする。

第４章　会計

第５条　この会の経費は、単位会よりの納入金をもってあてる。

２　この会の経費は、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

３　この会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第５章　役員及び職員

第６条　この会には、次の役員を置く。

（１）会長　　１名
（２）副会長　若干名

（３）会計　　若干名
（４）幹事　　若干名
（５）監事　　２名

第７条　会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
２　会計は、会長が委嘱する。
３　幹事は、各単位会から選出された者並びに会長が委嘱する者とする。

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、前条の方法で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第９条　役員の職務は、つぎのとおりとする。
（１）会長は、会務を統括し、この会を代表する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
（３）会計は、この会の経理を担当する。
（４）幹事は、会長、副会長とともに会の運営にあたる。
（５）監事は、この会の経理を監査する。監事は、他の役職を兼ねることができない。

第１０条　会長は、この会に書記若干名を委嘱することができる。
２　この会に、有給の職負を置くことができる。

第１１条　この会には、顧問及び参与を置くことができる。役員会の推薦によって会長が委嘱する。

第６章　総会

第１２条　総会は年１回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第１３条　総会において審議する議事は次のとおりである。
（１）事業計画及び収支予算に関すること。
（２）事業報告及び収支決算に関すること。
（３）役員選出に関すること。
（４）その他、役員会において必要と認める事項。

第１４条　総会は、会員の２分の１以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数による決議を要する。
ただし、やむを得ない事由により出席できない会員は、書面をもって表決することができる。

第７章　役員会

第１５条　役員会は、会長、副会長、会計、幹事で構成する。
２　役員会は会長の招集により開催し、次のことを審議する。
（１）総会に提出する事項
（２）顧問及び参与の推薦
（３）表彰
（４）その他、この会の運営上会長が必要と認める事項
３　役員会で審議する事項の案は、会長、副会長、会計で構成する三役会で作成することができる。
４　顧問、参与並びに監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第８章　表彰

第１６条　次の各号の１つに該当する時は表彰する。
（１）本会の事業発展に貢献した個人、団体
（２）重大な災害を未然に防止し又は災害にさいし貢献的な功労があった個人、団体
（３）その他、各号に準じて表彰する事が適当と認めた個人、団体

第９章　会則の改正並びに解散

第１７条　この会の会則改正は、総会において出席会員の過半数の同意がなければならない。

第１８条　この会の解散は、会員の４分の３以上の同意がなければならない。

付則

１．この会則は、昭和５２年７月２３日から施行する。
２．この会の運営に必要な項目については、別に定める。
３．この会則は、昭和５８年６月２４日改正施行する。
４．この会則は、昭和６３年１０月１６日改正施行する。
５．この会則は、平成１４年６月１６日改正施行する。
６．この会則は、平成１９年６月１６日改正施行する。
７．この会則は、平成２３年６月１１日改正施行する。
８．この会則は、平成２７年６月２０日改正施行する。